

(定率負担に係る措置)
利用者負担の月額上限措置について

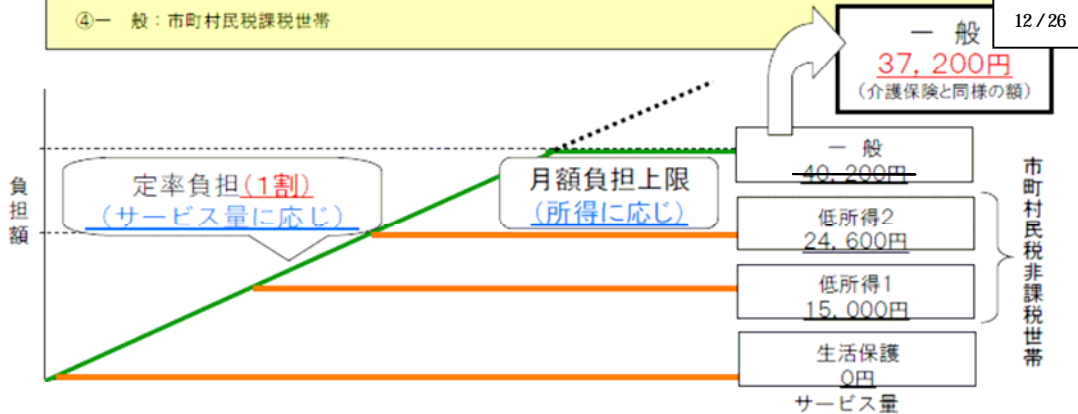
障害福祉サービスの月額負担上限額の引き下げ

一般世帯の月額負担上限額について、40,200円から介護保険と同様の額の37,200円に引き下げる。

<参考>

利用者本人の属する世帯の収入等に応じて、以下の4区分に設定

- ①生活保護：生活保護世帯に属する者
- ②低所得1：市町村民税世帯非課税であって、支給決定に係る障害者又は障害児の保護者の収入が年間80万円以下の者
- ③低所得2：市町村民税世帯非課税である者
 - 一 障害者を含む3人世帯で障害基礎年金1級を受給している場合、概ね300万円以下の収入に相当
- ④一般：市町村民税課税世帯



施設利用に係る実費負担

- 施設利用の場合と地域で生活する場合との費用負担の均衡を図るため、食費、光熱水費について自己負担とするとともに、個室利用(障害の状態等から個室利用が不可欠な場合を除く)に係る費用について利用者の負担とする。
- 食費等の実費については、利用者保護の観点から、施設が利用者に求めることができる費用の範囲を明確にした上で、その範囲内で、施設ごとに設定し、利用者と契約する仕組みとする。

(参考)施設利用に係る食費、光熱水費の現状

- (1)入所施設
食費4,8万円/月、光熱水費10万円/月
- (2)通所施設
食費650円/日

注)食費、光熱水費のコストは、個々の施設によって異なるが、上記の数値は、高齢者施設等の状況を踏まえ推計したもの。